

みやぎの 生衛だより

78

2024. 1

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター

仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764

URL <https://www.seiei.or.jp/miyagi/>

E-mail miyagicenter@seiei.or.jp



みやぎ蔵王 樹氷ツアー

写真提供：宮城県観光プロモーション推進室

新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 勘三郎

謹賀新年 本年も皆様が健やかに、また心穏やかに過ごしていただけたことを希求しております。思えば一昨年から私たちは世界情勢を起点とした「漠然とした不安」と新型コロナウイルスに起因する「確たる不安」両方を持つことになりました。足元にあったパンデミックの脅威に関しては徐々に社会が落ち着きを見せ普段の日常が戻ってきました。一方で世界情勢は新たな紛争の勃発もあり混沌とした状況が続いております。また、それを原因としたエネルギーや穀物類の大幅な上昇も不安の輪をさらに加えることとなりました。

中島京子さん著作の「小さなおうち」という小説(映画にもなりました)をご存じでしょうか。昭和十年代、平和な日常生活の中にいつの間にか戦争が忍び込んで気が付くと大きな時代の流れに飲み込まれていた、という本来歴史上の大きな転換点を一市民の日常視線で描いたものです。タモリさんが「新しい戦前」という言葉を使って以来、今がどこに位置するのか考えないわけにはいなくなりました。フランキー堺さんが名演した「私は貝になりたい」という一九五八年上映の映画もそうです。善良な近所付き合いの良い理容師(私たちのお仲間です)が戦争中の行為の責任を取らされ(いわゆるB/C級戦犯です)死刑判決を受けるという筋書きです。このような悲劇を繰り返さないためにも常に平和を脇に置く必要がありますし、それが全てのベースになるべきだと思います。

さて、個別具体的な観点から考えるに生活衛生事業者にとって最大の懸案の一つが「事業承継」かと思えます。新年に帰省したご子息・ご令嬢と直接、もしくは間接的にこの問題について話し合った皆様も多いかと思えます。親の心子知らず、とはよく言われますが逆に言うなら「子の心親知らず」とも言えます。事業承継に逆転ホームランはありません。まめに機会を見つけて話し合うしか良策は無いかと思われ(時には諍いも避けては通れません)。まだ事業承継が済んでいない私が言うのもおこがましいのですが時間をかけ、折に触れながら話し合いを重ねていただければと思います。

また、人手不足も年を重ねることに問題は深刻化しております。加えて今年はいよいよ二〇二四年問題の年に当たります。建設業、運輸業等本体のみならず、幅広く関連産業に大きな影響が出るものと思われ(様々)な問題に対処すべく宮城県生活衛生営業指導センターも及ばずながらお周りの皆様の一助を担いたいと考えております。

多様な主体との連携による活力ある宮城を目指して



宮城県知事 村井嘉浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、組合員の皆様の御健勝と御多幸を心からお祈り申し上げます。

昨年を振り返りますと、五月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが五類感染症となり、様々なイベントや行事が再開されるなど、三年余りにわたるコロナ禍によって停滞していた県民生活や社会・経済活動が再び動き始めました。また、記録的な暑さの中で開催された全国高等学校野球選手権大会では仙台育英学園高等学校が二年連続決勝進出という快挙を成し遂げ、秋には台湾の大手半導体企業が新たに国内法人を設立し、県内に進出することが決定するなど、明るい話題もありました。

さて、社会情勢が目まぐるしく変化し、本格的な人口減少局面を迎える中、これまで経験したことのない環境の変化を前提とした社会づくりが求められています。こうした状況の中では、地域経済・社会の活力を維持しながら、持続的な発展を促進していくための政策・施策を、積極的に推し進めていくことが重要と考えております。

今年、「新・宮城の将来ビジョン」による県政運営がスタートして四年目を迎えます。昨年に引き続き、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携・協働しながら、復興完了に向けた施策に力を入れるとともに、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けた取組を着実に推進してまいります。特に、DX（デジタル・トランスフォーメーション）による「変革みやぎ」の実現に向けて、民間の力も活用しながら、あらゆる分野でデジタル技術のフル活用を進め、県民サービスの向上や県内産業の活性化等を図ってまいります。中でも、県民向けのDX施策については、デジタル身分証アプリを活用し、利便性の高い県民アプリとしての普及拡大に向け、市町村と一体となって、幅広い分野での活用を図ってまいります。また、喫緊の課題となっている物価高騰に対しては、各種取組を迅速に進めるほか、人口減少への対応については、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備など、次の世代を育成・応援する取組を重点的に推進いたします。

今後とも、多様な主体による魅力ある地域づくりを進めるとともに、県民一人一人が幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城を目指して取り組んでまいりますので、より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

世界から選ばれる都市を目指して



仙台市長 郡和子

令和六年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。宮城県生活衛生営業指導センターならびに各生活衛生同業組合の皆様には、日頃より生活衛生関係営業施設における衛生管理の徹底により公衆衛生の向上にご尽力いただき、また、日常生活に不可欠なサービスの提供を通じて、市民の皆様への安全で健康的な生活環境の充実に大いに貢献いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

さて、本市では、令和五年度を「観光再生元年」と位置づけ、伊達文化を基軸とした観光コンテンツの創出や、仙台七夕ナイトイベントの実施など、仙台観光の新たな魅力づくりを進めてまいりました。大型イベントといたしましては、昨年四月から六月まで、第四十回全国都市緑化仙台フェア「未来の杜せんだい二〇二三」が開催され、期間中の来場者数は百五万七千人と、市内外からたくさんの方々にご足を運びいただきました。本イベントを通じて、交流人口の回復や地域経済の活性化にも弾みがつき、「観光再生元年」の良いスタートが切れたものと感じております。また、昨年五月には、G7仙台科学技術大臣会合が秋保地区で開催され、無事、成功裏に終了いたしました。各国の方々からは、科学技術で地球規模の課題解決を目指す本市のまちづくりについて評価をいただくとともに、防災の分野における本市の先進的な取り組みについて高い関心が寄せられるなど、国際社会に向けて仙台・東北のプレゼンス向上に大きく寄与する機会となったところでございます。これまでの本市における貴重な経験、取り組みを糧に、本年も、世界から選ばれる都市を目指して、グローバルな視野で、環境、防災分野など各般の事業を展開し、その成果を仙台・東北の地域に波及させていく取り組みを推進してまいります。また、歴史や文化などの資源を生かした観光コンテンツの充実や、就航都市へのプロモーションを強化するなど、本市の魅力を広く発信し、国内外からの交流人口の拡大に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

本市の魅力にさらに磨きをかけ、国内外から多くの方々をお迎えするにあたりましては、皆さまのご協力が欠かせないものと考えております。本市を訪れた方々へ、快適で安全かつ衛生的なサービスをご提供いただきますよう、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、宮城県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合の益々のご発展と、組合員の皆様の本年のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶



日本政策金融公庫 仙台支店
支店長 井上 健

令和六年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年を顧みますと、新型コロナウイルスが五類感染症に移行したこと
で、街に人が戻り、インバウンド旅行者数がコロナ前の水準に回復する
など、我々が待ち望んだ「日常」が戻りつつあることを実感できる年とな
りました。ここ宮城県におきましても、「七夕まつり」をはじめとして県内
各地のお祭りなどのイベントが通常開催され、県内外のみならず国外から
も多くの方々が訪れ、「宮城県」を満喫していただきました。物価高・人手
不足・後継者不在など、克服すべき課題はまだまだ多くございますが、コ
ロナ禍のピーク時に比べれば、前向きにご商売に取り組める環境が整いつ
つあるものと存じます。

新たな年は、こうした景気回復の動きが宮城県内全域、そして各階層へ
浸透することを願うとともに、生活衛生関係営業を営む皆様方におかれま
しては、これまで通りの衛生管理と、たゆまぬ営業努力によって、業界振
興・地域活性化の牽引役として、ますますご活躍されますことをご期待申
し上げます。

私ども日本政策金融公庫におきましては、事業者の皆様からのご融資、
条件変更などのご相談に対し、引き続き、迅速かつきめ細やかに対応して
いくことはもちろんのこと、セミナー開催をはじめとした「創業支援」や、
マッチングサービス等を活用した「事業承継支援」にも、これまで以上に
積極的に取り組んでまいります。また、事業者の皆様の経営課題に対して
は、民間金融機関や関係機関の方々と連携して、解決に向けたお力添えを
してまいります。

さらに、経営工夫事例を掲載した「生活衛生だより」の発行や、昨年度も
開催いたしました各分野の専門家を講師に招いた「課題解決セミナー」の
開催など、経営に役立つ情報発信にもより一層力を入れ、前向きにご商売
を展開される方々のバックアップにも、これまで以上に努めてまいります
ので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様方にとって実り多く、そして何より商売繁盛の一年
となりますことを祈念いたしまして、私からの年頭のご挨拶とさせていただきます。

受賞(章)おめでと〜ございます

令和五年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

叙勲

(令和五年秋)

令和五年十一月三日発令



旭日章
大場 勝 義 様
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

厚生労働大臣表彰

(令和五年十月二十日)



大友 康 信 様
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



小原 喜公夫 様
(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

**(一社)全国生活衛生同業組合
中央会理事長表彰**

(令和五年十月二十日)



相澤直哉様
(宮城県寿司商生活衛生同業組合)



佐々木喜藏様
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



大友寛政様
(宮城県理容生活衛生同業組合)



今野仁様
(宮城県美容業生活衛生同業組合)



加藤慶藏様
(生活衛生同業組合宮城県映画協会)

文化の日 知事表彰

(令和五年十一月一日 東京エレクトロンホール宮城)

相澤直哉様

(宮城県寿司商生活衛生同業組合)

大友康信様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

大田武夫様

(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

佐藤新一様

(宮城県食肉生活衛生同業組合)

宮城県知事表彰

(令和五年十一月十日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

我妻政勝様 (寿司商)

大友克憲様 (麺類飲食業)

呂孝志様 (中華飲食)

成澤征輝様 (食肉)

齋藤庄一様 (理容)

伊藤晃様 (美容業)

梅原敏様 (ホテル旅館)

○優良施設

ことぶき美容室

安部幸子様 (美容業)

旅館 明海荘

株式会社 明海荘様 (ホテル旅館)

公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰

(令和五年十一月十日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

伊藤裕之様 (寿司商)

嶋津文雄様 (麺類飲食業)

吉川俊宏様 (中華飲食)

遠藤善友様 (理容)

小山直様 (理容)

中村浩康様 (ホテル旅館)

須藤正己様 (クリーニング)

木村正輝様 (クリーニング)



各組合から

宮城すしまつり

宮城県寿司商生活衛生同業組合



組合事業の一つに「すしの日」があります。「全国寿司商生活衛生同業組合連合会」が今から六十二年前の一九六一年（昭和三十六年）に制定致しました。秋には新米が収穫され、また、魚に脂がのり一年中で一番美味しいすし種が揃う季節であるという理由から十一月一日が「全国すしの日」となりました。宮城県では「宮城すしまつり」として、お客様にすし券の当たる応募ハガキを配ったり、お店独自のサービスがなされております。特に宮城県は、ササニシキやひとめぼれを生んだ日本有数の米どころであり、また、三陸は日本一と謳われるほどの魚種に恵まれております。その証として、「特定第三種漁港」という国が定めた十三の漁港のうち、塩釜・石巻・気仙沼の三つの漁港を有する唯一の県です。美味しい米、そして美味しい魚、宮城で生まれる寿司は日本一！つまり世界一！と胸を張って宣言できると思っております。長い歴史を持つ「お寿司」は日本食の代表として

海外の方々にも愛されています。今後も季節感を味わい楽しめる日本が誇る食文化として、組合のホームページやYouTube動画などを通して世界に発信していきたいと考えております。

令和五年活動報告

宮城県麺類飲食生活衛生同業組合

コロナ禍の行動制限等が解除となり、これまで中止や規模を縮小して事業活動を行っていましたが、今年度はほぼ予定通りの活動を行っております。

各支部での給食慰問やそばまつり等のお客様への感謝イベント等もコロナ禍以前の通常規模で開催されています。

五月には総会が行われ令和六年十月十六日（水）に第九十回記念麺類飲食業者宮城大会を当組合の主催で開催されることが正式決定し、準備委員会を発足させました。十一月現在三回準備委員会を開催し、開催地は松島町のホテル松島大観荘に決定しその他順次企画立案を進めています。

十月には福井県において第八十九回麺類飲食業者福井大会が行われ全国から三五〇名近い参加者がありました。後継者不足解消などの課題について情報交換や共有をしながら令和六年の宮城大会のPRを行うなどしながら親睦も深めました。

青年会においても通常通りの事業を行い五月に㈱日本食研様の施設をお借りしての勉強会の開催や十一月には名古屋市において全国青年研修会がされました。コロナ禍から続く「巣籠もり需要」への対策として通販を取り入れる研修を行い、ブラストチャー（急速冷凍）の最新の技術などを学び新たな販路開拓を考える場となりました。

来年は第九十回記念麺類飲食業者宮城大会の準備を進めながら、課題である後継者不足の解消やデジタル化導入に向けた準備も同時進行で進めていきたいと考えています。



沿岸部支部組織強化による復興支援事業

宮城県社交飲食生活衛生同業組合

コロナ禍、ロシア・ウクライナ危機による世界経済への影響は計り知れず、原油価格の高騰、物価高、円安といった予測できなかったさまざまな壁に取り囲まれ、我々社交飲食業界を取り巻く環

境も日々厳しさを増しています。

また、これら経験のない状況にある中で、SNS等の普及により複数の情報を簡単に入手できる時代を迎えた中で、これまではテレビの情報を当然と考え、鵜呑みにしてきた我々は、マスコミ報道について「この話は本当か？」という視点を持ち始め、自身の物の見方や考え方についても疑問を持つという考え方の変化（パラダイムシフト）が生じ、情報を調べ、選択することの重要性に気づきました。

コロナ禍で急速に変化した働き方の多様化（テレワーク、会議アプリの普及等）のほか、物は月額課金・定額制等（サブスクリプション）契約で好きな時に好きなものを好きなだけ利用する形が増え、カーシェア、動画配信・音楽配信、住居シェア、美容室、洋服・時計・バッグレンタル、家具レンタル等々、物を各人が所有する時代から大きく変化する中で、ステータスとされてきたもの等、様々な価値観が激変しています。

このような、急激な変化が起きている中で、我々社交飲食業界にとってのステータス、価値観もこれまでとは違ってくるものと推測されます。

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合では、厚生労働省の補助事業として「沿岸部支部組織強化による復興支援事業」を東日本大震災からの復興を目指し、組合員同士が連携し、草の根的に地域経済再生に向け取り組んでまいりました。

活動する中で、我々社交飲食業の特性について、希薄になってしまった「人と人とのアナログなコミュニケーション」を提供することが、我々

業界の利点・強みであり、逆にデジタルを全体的に苦手とする人が多いという傾向が強いということが浮き彫りになりました。

二〇三〇年には、日本の人口の三分の一が六十五歳以上の高齢者になり、人口減少、生産年齢人口減少、GDP低下、国際的競争力低下等が懸念される中で（二〇三〇年問題）、我々社交飲食業界は様々な変化への積極的な意識改革とデジタル化への取り組みを行い、業務効率化を図りながら、アナログの良さを残しつつ、業界の元気と賑わいを取り戻すための仕掛けを考える必要があります。

経済産業省は二〇一八年に「二〇二五年の崖」として発表した「DXが進まない場合は二〇二五年以降、最大で年間十二兆円の経済損失が生じる可能性がある」と警鐘を鳴らし、また「二〇二五年までの間にDXが実現すれば、二〇三〇年は実質GDP一三〇兆円超の押し上げができる」とも予測し、現在国の政策も急激にその方向に舵が切られており、国内の急速なDX化は避けられない状況です。

我々は、組合員情報のデジタル化（デジタルライゼーション）、手続きのデジタル化（デジタルライゼーション）による組合員加入促進等を着実に進めながら「進化したデジタル技術を活用し、ビジネスだけでなく人々の生活をより良い状態へ変革する」（デジタルトランスフォーメーション…DX）の考え方を、社交飲食業にどのように馴染ませていけるのか、流れに乗っていけるのかを考え続ける時期を迎えています。

現状としては、国際的な市場や社会における総合的な動向市場（メガトレンド）と我々組合員の意識にはまだ大きな隔たりがあります。

しかし、立ち止まっているわけにはいきません。着実に一步一步進み進んでいくわけにはありません。身の丈にあったところからのスタートではありませんが、本年度は組合公式の「LINE」と「Instagram」を開設いたしました。これらを活用し組合の情報発信等を行い、Instagramにおいても「MSAフォトコンテスト二〇二二」も実施し、デジタルが苦手な組合員の意識のパラダイムシフトへと繋げ、また賑わいも創出できればと考え取り組みました。

アナログの良さを失わず、世界的な大きな変化にどう対応していけるのか。これらを土台に沿岸部の活性を図るとともに、県全体の業界底上げに尽力したい所存です。

みやぎの生衛だより ⑥

「二日を楽しく過すには理容サロン に行こう」キャンペーンin仙台

宮城県理容生活衛生同業組合

老若男女問わず幅広い年齢層を対象とした理容活性化イベント(明日の理容を感じさせ、業界も元気が出る内容)が、全国八会場にて開催されました。東北では仙台が会場となり、十月十五・十六日に仙台駅二階コンコースにて東北



放送とタイアップして行いました。東北放送には企画運営・ラジオによる告知と最大限の協力をいただき集客する事ができました。イベント会場は、メインステージと体験ステージに分けて、メインステージでは宮城県チャンピオン選手と昨年九月にフランス・パリにてOMC世界理容美容選手権大会で銅メダルを獲得した日本代表選手によるデモンストレーションを行い、通行人が足を止めて見入っていました。他にはチョコキちゃんクイズと称して理容関係のクイズを出題し正解者には理容キャラクターのバーバー君ぬいぐるみをプレゼントし大勢の方々に参加いただきました。一方、体験ステージではスマートミラー(ヘアシミュレーション)・セルフ脱毛・メンズメイクの実演が行われスマートミラーでは鏡の中に自分の写真を取込み様々な髪型やカラーを合

わせてマッチングしてサンプル画像が出てくる仕様で、まさに未来型の鏡に来場者も驚いていました。セルフ脱毛では、一般家庭向けに販売されている家庭用脱毛器(epirest Direct Cool)を使用し脱毛体験をしていただきました。メンズメイクは男性を中心とした来場者に眉毛カットやメイクで生まれる肌のツヤを強調できることを実演する事ができました。理容の未来を感じさせる明日の理容を発表すると共に理容新キャラクターの「チョコキちゃん・チョコキ兄」をアピールしながら理容サロンをより身近に感じてもらい、お客様の来店意欲を高めるイベントとなり、また、二日間にわたり県内の理容師はもとより東北各地の理容師による実演で大勢の方々による理容の魅力がPR発信ができたと思います。



美容組合に喜びと歓び

宮城県美容業生活衛生同業組合

十月二十四日(火)広島県の『広島グリーンアリーナ』で開催された全日本美容技術選手権大会において日本一をかけた熱い戦いが繰り広げれ

県予選で勝ちぬぎ、宮城県代表として『中振袖着付競技』の部に出場された石巻支部の、木村有里さんが、大会独特の空気に触れながら、全国各地から集まった精鋭の素晴らしい技の中から見事、金賞一位(準優勝)に輝きました。

作品は「ヘア・メイク・着付け帯結び」と制限時間内での勝負の中、どれをとっても群を抜いていたと囁かれる中、優勝者とは僅差でしたが、応援に駆けつけていた、理事長はじめとした関係者も感動と歓喜の表彰式に包み込まれました。また、応援に行けず待機していた方々には即座に吉報が巡り誰もが手放しの歓びでした。

全国大会では入賞することさえ難しいと言われる中で、意義深い大会になった事は言うまでもありませんが、受賞を目標とされる方々は、全国でも名を残すような先生を求めて、指導を受ける方が多いのですが、木村さんはご家族のご協力を得ながら、初めから宮城県の前より指導を受けており、受賞には本人の並々ならぬトレーニングの積み重ねと、最大限の努力はもとより、基本を忠実に指導しながら見守って下さった、良き指導者が当組合には存在す



る喜びで二重の喜びで感謝しております。

着物は日本の伝統文化ですが、実際、着物ばなれがささやかれている中で、今後の取り組みとしては、技術の向上をかかげ、伝統を正しく継承してもらいたいと思います。



クリーニング組合組織の次代を担う 人材の育成及び支援のために

宮城県クリーニング生活衛生同業組合

クリーニング組合組織の次代を担う人材の育成及び支援のために、若手経営者・後継者の方々と情報交換会を開催してきました。

青年部組織を復活させてはどうかとの意見もありましたが、宮城県だけでは活動が難しいのが現状で、青森・秋田・岩手・山形・福島各県に声掛けして次代を担う人材の育成の為に次世代支援会議を設置することになりました。

令和五年三月二十六日に仙台で東北ブロック会議を開催し、各県の理事長・副理事長・青年部・若手経営者代表に出席頂き、次世代支援会議の設置の目的や事業計画を検討致しました。

本年度の事業は組合組織の次代を担う人材の

養成に資するセミナーを開催することに決定。

全国クリーニング連合会が開発した、お客様と組合員店をつなぐ架け橋

LINEミニアプリ「御用達クリーニング名鑑」の導入についてのセミナーを北ブロック（青森・秋田・岩手県）と南ブロック（宮城・山形・福島県）に分けて開催致しました。セミナー終了後には懇親会を開催し、各県の取り組み等の情報を交換し有意義なセミナーとなりました。

なお、支援会議及びセミナー費用は、国の助成金で賄いました。

十一月には仙台に六県の代表の方々に出席していただいた、第二回次世代支援会議を開催し、本年度の事業計画を検討しました。



指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着する生衛業の活性化が、地方創生、地域の活性化に繋がるものと考え事業に取り組んでおります。

令和五年度も新型コロナウイルスの関係で生衛業は大きな影響を受けておりますが、概ね予定通り必要な事業を実施しておりますので、引き続きご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。各コーナーの充実と情報発信の強化を図っています。

③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組を支援しています。また、本事業の今後の取組の参考とするため、体験学習参加者を対象にアンケート調査を実施しています。

④健康・福祉対策推進事業

不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が、感染症の発生、感染拡大の場とならないよう、「衛生講習会」を仙台市内で開催しました。

⑤消費者等コールセンター事業

令和四年度中に県内の消費生活相談窓口にて寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等を取りまとめ、各生衛組合、各消費生活相談窓口にて情報提供しました。また、各消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

⑥標準営業約款登録事業

消費者（利用者）の擁護の観点から厚生労働大臣認可の「Sマーク（安全・清潔・安心）」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

⑦クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

⑧全国センター委託事業

景気動向アンケート調査について受託し実施しています。また、昨年度に引き続き、衛生水準の確保・向上事業にも取り組んでいます。さらに、厚生労働省が作成した「生産性向上ガイドライン・マニュアル」及び地元の経営アドバイザーの助言を活用した「モデル事業」を実施しています。

⑨県の委託事業

宮城県からの委託を受け、（株）日本政策金融公庫の融資に係る知事の推薦書を発行しています。

「衛生講習会」を開催しました

十一月二十七日にホテル白萩において、「仙台七夕まつり感染対策アドバイザー」などを歴任されている、感染症対策の専門家である東北医科大学科大学臨床感染症学教室の藤村茂教授を講師にお招きし、「生衛業者のための感染症対策」の衛生講習会を開催いたしました。

講習では、スライドを用いた最新のデータに基づいた様々な感染症対策を解説していただき、特に新型コロナウイルス対策について、換気や手洗いは引き続き重要であることや、最新の研究成果としてハイドロ銀消毒薬が持続的に有効であること、プラズマ乳酸菌飲料の免疫賦活効果が期待されることなどを説明されました。

また旅館業などで度々問題となっているレジオネラ属菌の感染予防のポイントや、最新の研究によるノロウイルスへのアルコール消毒薬の有効性など、幅広い感染症対策を最新のデータを



基に説明されました。

当日は、生衛業者の方など約五十人の参加で、皆さん熱心に聴講し、終了後のアンケートでも、「先生の講演を基に対策を見直し今後活かしていきたい」と思いました。「分かりやすく、とても勉強になりました。プラズマ乳酸菌気になりました」など、全員が参考になったとの感想がありました。

藤村先生の講習を踏まえて、それぞれの店舗等で適切な対策を行っていただくようお願いいたします。

「インバウンド対応セミナー」を開催しました

各生衛組合の代表の方々を対象にした相談支援連絡協議会では、八月三十日に「インバウンド対応セミナー」をホテル白萩で開催し、宮城県経済商工観光部参与で宮城県観光連盟事務局長の本郷昌孝先生からインバウンド旅行客（外国人観光客）による県内外の経済効果や県の施策などの説明を受けました。

宮城県では直行便の関係などから台湾からの来日宿泊客が最も多いこと、来日客は平日の観光・宿泊需要が見込まれること、コロナ禍後の増加が見込



まれることなどをデータを基に示され、また、外国語表記や国情及び宗教などを考慮した接客時の留意点などを具体例を挙げ、分かりやすく解説していただきました。

県や関係団体で作成した、「おもてなしガイドブック」「指差しコミュニケーションツール」などの資料や相談窓口も紹介され、コロナ禍以降の生衛業の活性化に向けて皆さん熱心に聴講されました。

「生衛業経営セミナー」を開催しました

全国生活衛生営業指導センター主催による「生衛業経営セミナー」を招致し、九月二十五日にホテルモントレ仙台で開催しました。

セミナーでは、厚生労働省の山口己智一経営環境専門官による「生活衛生関係営業・店舗のデジタル化を楽しむ！」の演題で、魅力的な店舗造りのポイント、商圏分析の手法、SNSの活用やPOSレジの導入、モバイルオーダーシステムなどデジタル活用、IT導入補助金などの説明がありました。

また、全国センター伊東明彦専務理事からは「生活衛生業及び生活衛生同業組合の再興に向けて」の演題で同業組合設置の経緯と現状、これから行うべき事などの説明をいただき、参加された五十一名の皆さんは熱心に聴講されました。

さらに、別会場では「個別相談会&出店企業ブース」が開催され、山口専門官や出展企業によ

る個別相談やPOSレジ及びキャッシュレス決済のための製品展示などが行われ、大変好評なセミナーとなりました。



相談・苦情への適正対応のための意見交換会を開催しました

指導センターでは、毎年度、県・市町村消費生活相談窓口、各保健所、生衛組合へ照会し、「生活衛生関係営業における苦情・相談の実態調査」を取りまとめお

ります。

十月十八日に宮城教育大学の西川重和教授に座長をお願いし、学識経験者や消費者団体代表、県・市町村、保健所の担当職員により「生衛業に係る相談・苦情への適正対応のための意見交換会」を開催いたしました。

コロナ禍で衛生面で敏感になった消費者からのコロナ後の店舗の衛生管理についての不満や



苦情、廃業したクリーニング店へ預けた製品の返却に関するトラブルなどがあったと報告され、また、苦情の対象は組合員以外の店舗が多い傾向にあるなどの意見がありました。今後も、「関係機関が連携して対応する」「苦情等の低減や適正な対応のためにも組合加入を勧奨していく」などが重要と話し合われました。

なお、報告書及び議事録は報告を受けた関係機関に送付し、業務の参考として活用していただいております。

クリーニング師研修・業務従事者講習について

クリーニング師研修・業務従事者講習は三年を一クールとして開催しており、令和五年度は第十二クールの二年度目となります。

この研修・講習は、クリーニング業法により義務付けられている法定の研修・講習制度で、宮城県知事の指定を受けた(公財)全国生活衛生営業指導センターから受託し当センターが実施しております。

●クリーニング師研修

クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後一年以内に、知事が指定したクリーニング師の資質の向上を図るための研修を受けなければなりません。

また、その後は三年を超えない期間毎に研修を受けることが義務付けられています。

●クリーニング業務従事者講習

営業者は、クリーニング所の開設後一年以内に、業務に従事する従事者の数に五分の一を乗じて得た数（一に満たない端数が生じたときは、その端数を一として計算する。）の者を選び、知事が指定したクリーニング所の業務に関する知識の習得及び技能の向上を図るための講習を受けさせなければなりません。また、その後三年を超えない期間毎に、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることが義務付けられています。

研修・講習の目的は、衛生法規や洗濯物の処理等の知識・技術の普及及び消費者擁護の観点からのクリーニングの事故防止を図り、クリーニング所及び取次店が安心できるサービスの提供を確保することにあります。

当指導センターではクリーニング所に従事するクリーニング師と従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図るため、令和六年度も知事の指定を受けて実施することとしています。

対象者は必ず受講しましょう。

受講者の推移

単位：人

種類	年度	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年
クリーニング師研修		92	89	72	89	78	56	93
クリーニング業務従事者講習		140	166	130	128	145	137	142

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター役員

- | | | |
|------|-------|---------------|
| 理事長 | 佐藤勘三郎 | (ホテル旅館・理事長) |
| 副理事長 | 上村 孝 | (社交飲食業・理事長) |
| 専務理事 | 大久保圭司 | (クリーニング・理事長) |
| 理事 | 佐藤 重人 | (指導センター・事務局長) |
| 〃 | 深瀬 和夫 | (寿司商・理事長) |
| 〃 | 大場 勝義 | (麺類飲食業・理事長) |
| 〃 | 相澤 邦彦 | (中華飲食・理事長) |
| 〃 | 遠藤 慎一 | (料理業・理事長) |
| 〃 | 佐藤 俊昭 | (食肉・理事長) |
| 〃 | 阿部 忠 | (美容・理事長) |
| 〃 | 今野 仁 | (美容業・理事長) |
| 〃 | 加藤 慶藏 | (映画協会・会長) |
| 〃 | 鈴木 栄一 | (中華飲食・監事) |
| 〃 | 羽曾部 剛 | (美容業・監事) |
| 監事 | | |

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター評議員

- | | |
|-------|--------------|
| 白幡 泰三 | (寿司商・副理事長) |
| 岡崎 隆志 | (麺類飲食業・副理事長) |
| 小原喜公夫 | (中華飲食・副理事長) |
| 高橋 隆幸 | (社交飲食業・常務理事) |
| 岩渕弘一郎 | (料理業・副理事長) |
| 成澤 征輝 | (食肉・副理事長) |
| 赤間 光 | (美容・副理事長) |
| 熊谷 千代 | (美容業・監事) |
| 橋村小由美 | (映画協会・副会長) |

生活衛生営業のための **無料アプリ** **せいえい NAVI** 誕生!!

生活衛生営業とは、国民の暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、興行場、公衆浴場業、食肉販売業、食肉内販売業、水産販売業をいいます。

プロモーション映像で、便利です、お困りをご体感いただけます。

簡単便利な4つの機能

- 新着情報
- 検索機能
- 先進事例
- 経営診断

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます

対応機種/スマートフォン、タブレット OS / (iOS ver. 13以上)、Android / (バージョンはApp StoreまたはGoogle Playストアのアプリをダウンロードします。)

※アプリの利用で個人情報を取得することはありません。

当店は安心です

Sマークのある 理容・美容・クリーニング・めん類飲食・一般飲食店は、

- Safety 安全であること
- Sanitation 清潔であること
- Standard 安心であること

3つのSを約束します。

11月は、Sマーク標準営業約款普及登録促進月間です。

私たちはSマークのお店です。

主催：公益財団法人全国生活衛生営業指導センター・都道府県生活衛生営業指導センター

- | | |
|--------|-----------------|
| 梅原 敏 | (ホテル旅館・副理事長) |
| 佐々木喜美夫 | (クリーニング・副理事長) |
| 伊藤 秀則 | (中小企業診断士) |
| 佐々木真知子 | (全国消費生活相談員協会理事) |
- (敬称略)

生活衛生関係営業の事業を営む皆様へ

生活衛生関係営業の安定と繁栄のために

生活衛生関係営業とは

生活衛生関係営業とは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」(生衛法)に規定される営業です。

- (1) 生衛法は、衛生施設の改善向上と経営の健全化等を通じて、衛生水準の維持向上を図り、国民生活の安定に寄与することを目的としています。
- (2) 生活衛生関係営業は、国民の日常生活に大変深いかわりのあるサービスや商品を提供して、安全・安心で豊かな生活に重要な役割を担っています。
- (3) お店の経営の安定化を図り、清潔で衛生的なお店づくりを目指すことは、お客様に安心感を与えることとなります。
- (4) 営業施設の衛生基準を守り、経営の健全化と業界の振興を推進するために、生衛法に基づき、生活衛生同業組合が業種ごとに組織されています。

宮城県内には次の11業種の組合があります



すし店



めん類店
(そば・うどん店)



中華料理店



社交業
(スナック・バーなど)



料理店
(料亭など)



肉販売業



理容店



美容店



映画館



ホテル・旅館



クリーニング店

生活衛生関係営業の健全な発展のため、生活衛生同業組合へ加入しましょう。

生活衛生同業組合の組合員になると、次のようなメリットがあります。

組合加入のメリット

- 1 一般貸付よりも有利な条件の融資制度が利用できます**
店舗の新築・増改築や運転資金が必要なときは、**利率や融資限度額で有利な日本政策金融公庫の「振興事業貸付」**が利用できるほか、**担保や保証人がいない「生活衛生関係営業改善貸付」**も利用できます。
- 2 経営の相談・指導などを無料で受けることができます**
経営、融資、税務、労務などに関する**専門家の相談が無料で受けられます。**
- 3 経営講習会や技術研修会等に参加できます**
各種講習会や研修会で、**経営や技術のレベルアップにつながります。**
- 4 各種保険・共済制度に参加できます**
保険料の安い**団体保険制度への加入**がおすすめです。
- 5 組合員・従業員のための福利厚生事業に参加できます**
- 6 各種情報の提供が受けられます**
業界や消費者の動向などのほか、法令改正や規則改正など、**営業者が守らなければならない行政からの情報も組合を通じて届きます。**

11月は
「組合活動推進月間」です



宮城県生活衛生営業指導センターは、生活衛生同業組合を応援しています。



「振興事業貸付」とは？

- 振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方にご利用いただける融資制度です。
- ご利用にあたっては、振興計画認定組合の長（組合の長から委任を受けた支部長および理事を含みます。）が発行する「振興事業に係る資金証明書」が必要となります。

	設備資金	運転資金
ご融資額	1億5,000万円以内 ～7億2,000万円以内 (業種によって異なります)	5,700万円以内
ご返済期間 (うち据置期間)	20年以内 (2年以内)	7年以内 (2年以内)
主な利率 (年利) ^(注)	特別利率C	基準利率

(注) 1. お使いみち、ご返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。
2. 利率は、日本公庫のホームページの金利情報【国民生活事業主要利率一覧表】からご確認いただけます。

振興事業促進支援融資制度も併せてご利用いただけます！

ご利用いただける方	引下げ利率	
	-0.15% (年利)	-0.30% (年利)
生活衛生同業組合等から一定の会計書類を準備していることの確認および事業計画の確認を受けた方	生活衛生同業組合等から確認を受けた「振興事業促進支援融資制度に係る事業計画書」の写しを提出された場合	左記に加え、生産性向上に資する計画に基づく取組みを行い、「生産性向上に係る事業計画書」の写しを提出された場合

ご相談は、日本公庫国民生活事業の窓口までお気軽にどうぞ。
なお、審査の結果、お客さまのご希望に沿えないことがあります。



日本政策金融公庫

国民生活事業

<https://www.jfc.go.jp/>

お問い合わせ先

日本政策金融公庫 仙台支店 国民生活事業
仙台市青葉区中央 1-6-35 東京建物仙台ビル 9階
TEL 0570-005843

生活衛生関係営業等の営業者の皆さまへ

事業譲渡に関する手続きが整備されます

2023年12月13日から、承認手続きまたは届出のみとなります

1

2023（令和5）年12月13日から、以下の営業の事業譲渡について、合併・分割・相続の場合と同様に、譲受人は、新たな許可の取得等を行うことなく、承認手続きまたは届出により、営業者の地位を承継することとなります。

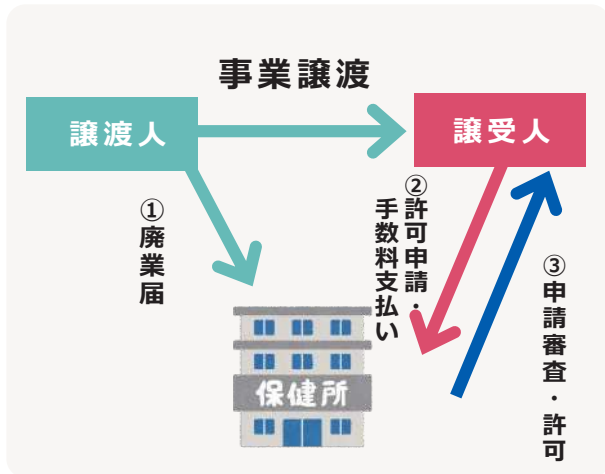
対象となる営業（根拠法）

<ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業（旅館業法） ※要事前申請 ・ 食品衛生法に基づく営業（食品衛生法） ・ 理容所の営業（理容師法） ・ 興行場営業（興行場法） ・ 浴場業（公衆浴場法） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーニング所又は無店舗取次店の営業（クリーニング業法） ・ 美容所の営業（美容師法） ・ 食鳥処理業（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律）
---	---

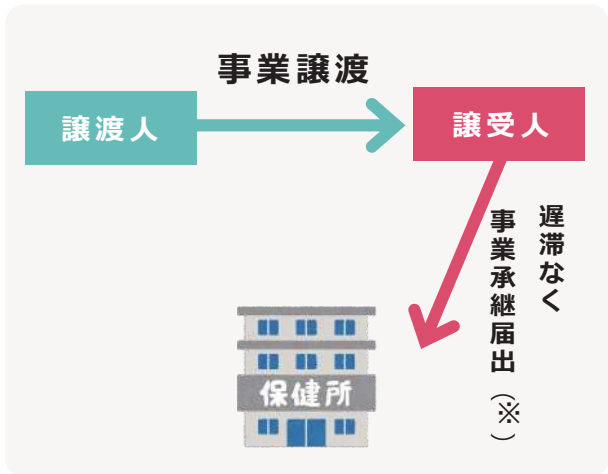
例：飲食店営業の事業譲渡（食品衛生法）

注：法律によって取扱いが異なります。旅館業法の場合、改正後は届出ではなく承継手続きが必要です。

【現状】



【改正後】



※承継届のほか、譲渡を証する書類等の添付が必要です。

2

譲渡人は、事業譲渡を行おうとする場合、管轄の保健所にあらかじめ相談するようお願いします。また、譲渡人は、必要に応じて譲受人と連携し、保健所に対し、事業譲渡後の衛生管理や事業の方針等の説明を適切に行ってください。

その他の留意事項について

- 1 原則として、承継の前後で、許可または届出の内容は、変更されません。ただし、譲渡の申請または届出の際に、変更の届出を行うことは可能です。
- 2 譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合には、許可の条件は、原則として、承継されます。
- 3 営業の許可または届出がされている事業の一部を譲渡する場合（※）は、今回の改正により措置された事業譲渡に係る規定の対象外となり、新規の申請または届出を要する場合があります。

（※）例えば、1号棟および2号棟を有し、両棟における旅館業を一体的に管理するものとして一つの許可を受けている旅館業の営業者が、どちらか一方の棟における事業のみを譲渡する場合等
- 4 届出書等へは、「営業の譲渡が行われたことを証する書類」として、譲渡契約書等の写し等の添付が必要です。
- 5 仮に事業譲渡後に施設の増設等を行う場合は、営業者は、各法令に則り、事業譲渡の手続とは別に、通常の施設の増設等に必要となる都道府県知事等への変更届の提出等を行う必要があります。

なお、同一性が認められないような大幅な変更がある場合は、新規と同様の取り扱いとなります。
- 6 譲渡に係る新たな規定により営業者の地位を承継した場合は、新規の許可または届出、譲渡人が営業を廃止した旨の届出は不要であるほか、理容所、美容所及びクリーニング所については、使用前検査も不要です。
- 7 旅館業の事業譲渡に際して承認の申請を行う場合は、譲渡の効力が発生する前に承認を得る必要がある等、さまざまな留意事項があります。
- 8 営業における衛生管理に関する一義的な責任は、譲受人にあります。そのため、事業譲渡に際しては、事業の継続や従業員の雇用の維持等により衛生水準を確保してください。
- 9 譲受人は、譲渡人が営業の許可を受け、または届出を行った際（変更があった場合には変更の届出を行った際）に提出した図面その他の書類の控えを適切に管理してください。
- 10 事業譲渡の新たな手続に基づき営業を承継した場合は、その承継の承認後または届出の受理後、都道府県知事等により、営業を承継した者の業務の状況について調査がされることとなります。

参考情報

■厚生労働省ウェブサイト（事業譲渡について）

URL : https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/second_4.html



■事業譲渡に際し、譲受人は、衛生水準の向上等を使命とする生活衛生同業組合への加入も、ぜひご検討ください。

URL : <https://www.seiei.or.jp/kumiai/index.html>



宮城県には、次の11業種の生活衛生同業組合があります。

宮城県寿司商生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-17 (宮城県たばこ販売協同組合2F)	TEL 022-265-3814 FAX 022-265-3815
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	〒984-0816 仙台市若林区河原町1-5-11 川村ハイツ308	TEL・FAX 022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-5127 FAX 022-355-5128
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-8-14 (仙台協立第2ビル7F)	TEL 022-265-8121 FAX 022-268-6313
宮城県料理業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-9-5 (割烹蒲焼 大観楼内)	TEL 022-221-7575 FAX 022-222-2241
宮城県食肉生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-6646 FAX 022-355-6657
宮城県理容生活衛生同業組合	〒981-3112 仙台市泉区八乙女3-9-1	TEL 022-374-4333 FAX 022-375-3436
宮城県美容業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 (GC青葉通りプラザ5F)	TEL 022-223-2821 FAX 022-223-2822
生活衛生同業組合宮城県映画協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-5 (一番町中央ビル3F)	TEL・FAX 022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-1-1-901	TEL 022-298-8933 FAX 022-256-8933
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-361-0163 FAX 022-361-0165

生活衛生同業組合は生衛法に基づく自主的な活動団体であり、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12
後藤コーポ107号
TEL022-343-8763 FAX022-343-8764
ホームページ <https://www.seiei.or.jp/miyagi/>

